

## キャンプ場の開設を計画されている方へ

近年、キャンプ場の開設など屋外レジャーの需要の高まりをみせています。

キャンプ場の開設に当たっては、その計画内容によっては開発事業等に該当しない場合があります。この場合は、法令に基づく手続を行わずに開設することが可能となっています。

このため、市としても法令に基づく手続がない場合は、キャンプ場開設の把握が難しいこともあり、また、地域環境との調和などが図られた上で事業を実施されることが望ましいものと考えています。

つきましては、キャンプ場の開設を計画されている場合は、下記についてご確認いただき、ご留意、ご協力をお願いします。

重ねて、地域環境との調和と当該計画地の地区住民等へ計画内容の周知など、円滑な事業の実施に努められますようお願いいたします。

## 記

### 1 キャンプ場開設計画の届出について

地域環境との調和を図るなどの観点から、キャンプ場開設の把握に努めたいと考えており、別紙の「キャンプ場開設計画の届出書」を市（建設部まちづくり推進課）へ提出していただきますようご協力をお願いします。

### 2 キャンプ場の開設計画地について

#### (1) 森林法関係

計画地が森林法第5条第1項の規定に基づく、山梨県の地域森林計画の対象民有林（以下「5条森林」）に該当する場合は、以下の手続が必要な場合があります。

なお、計画地が5条森林に該当するかは、市（産業観光部林政課）若しくは山梨県へ確認してください。

- ① 伐採行為が伴うものであって、計画の規模が1ヘクタールを超えない場合は、森林法第10条の8の規定に基づき市へ伐採届を提出してください。
- ② 伐採行為が伴うものであって、計画の規模が1ヘクタールを超える場合は、森林法第10条の2の規定に基づく「林地開発行為」に該当する可能性がありますので、山梨県（中北林務環境事務所）へ伐採行為の他計画している行為の内容等を事前に相談し、指導等を受けるようにしてください。

#### (2) 北杜市まちづくり条例関係

計画地内に建築物の建築を計画している場合は、計画地の規模に従い、必要な手続があります。

- ① 計画地内に建築物を建築する場合（共通事項）

建築物の建築計画の届出を行ってください。この他、建築基準法に基づく「建築工事届」又は「建築確認申請」が必要となります（建築面積が10平方メートル未満を除く）。

② 計画地の規模が1,000平方メートル以上の場合

計画地において管理棟など付帯施設をキャンプ場運営のために建築する場合は、計画地の規模が1,000平方メートル以上であっても開発事業に該当しません。しかし、土地の形質の変更（造成）やキャンプ場に関係のない建築物を建築する場合は、開発事業に該当する場合がありますので、事前にまちづくり推進課にご相談ください。

(3) 地下水採取（井戸設置）を行う場合

飲料水などを利用する場合は、原則として上水道（簡易水道を含む）の利用とすることとしておりますが、やむを得ない事情により、井戸を設置する場合は、北杜市地下水採取の規制に関する条例に従い市の許可が必要となりますので、手続きをお願いします。本市においては、水源地域の周辺など井戸設置規制区域が設けられておりますので、事業区域の所在によっては、井戸を設置できない場合もありますのでご注意ください。

(4) 北杜市景観条例に基づく届出

北杜市景観条例は、北杜市景観計画に基づき、北杜市内を「山岳高原景観形成地域」、「田園集落景観形成地域」に区分し、対象行為及び景観形成基準が定められていますので、以下に該当する場合は、市（建設部まちづくり推進課）に届出を行ってください。

※ なお、下記①②は、届出対象となる行為の一例ですので、北杜市景観条例の規定に基づく届出対象行為に該当するか否か確認してください。

①山岳高原景観形成地域

- ・木竹の伐採で、伐採面積が300平方メートルを超える場合又は高さ10メートルを超える樹木の伐採
- ・建築物の建築 等

②田園集落景観形成地域

木竹の伐採で、伐採面積が300メートルを超える場合

問い合わせ先

北杜市 まちづくり推進課

TEL：0551-42-1361

FAX：0551-42-2235

(R4.5.12)